

枚方市立穂谷川清掃工場における自動販売機設置事業者募集要項

令和 7 年 12 月
枚 方 市

1. 募集目的

枚方市立穂谷川清掃工場（以下「穂谷川清掃工場」という。）へ来場する市民及び従事する職員等の利便性を図ることを目的に、自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を募集します。

なお、設置する自販機は寄附金付き自販機とし、自販機の売上の一一部を「枚方市環境基金（※1）」の財源として活かすことで、市民が豊かな環境の保全及び創造に関する施策並びにごみの減量及び適正な処理を推進する施策に貢献できる仕組みを構築します。

※1. 市民の協力や努力の成果が還元され、市民に見える仕組みづくりを目的として、平成 23 年度に「スマートライフ推進基金」として創設した基金です。設立当初の目的である「ごみの減量及びリサイクルの推進」のみならず、環境の保全や創造に関する施策にも活用できるように、令和 5 年度より基金名称を「環境基金」と改称しました。

2. 自販機設置場所及び台数

所 在 地	枚方市田口 5 丁目 1 番 1 号
設置場所	枚方市立穂谷川清掃工場（管理棟 1、管理棟軒下、第 3 プラント軒下）
※設置場所の詳細は、別紙のとおりとします。	
設置期間	令和 8 年 4 月 1 から令和 9 年 3 月 31 日まで
設置台数	3 台（寄附金付き自販機とします。）
利用実績	令和 5 (2023) 年度 12,954 件 令和 6 (2024) 年度 10,491 件 令和 7 (2025) 年度 7,242 件（11 月末現在）
設置事業者	株式会社 山久

3. 応募資格要件

次の要件をすべて満たす事業者に限ります。

- (1) 枚方市内における自販機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、3 年以上の実績を有していること。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (3) 国税の未納がないこと。枚方市税の納税義務者については枚方市税の未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその他構成員等を法人の構成員としていないこと。

4. 公募条件

(1) 自販機の仕様について

- ① 自販機 1 台あたりの設置面積は、容器回収箱と合わせて、幅 2.0m 以内、奥行 1.0m 以内とする。

- ② 自販機本体は、単相 100V 仕様とする。
- ③ 自販機の販売品は、缶製品及びペットボトル製品とし、必ずペットボトル製品 500ml の「お茶」と「スポーツドリンク」を販売すること。
- ④ 寄附金付き自販機となるため、自販機の設置を地域貢献（C S R）活動の 1 つとして取り組むこととし、また、別紙のとおり自販機本体へ装飾を施すこと。
- ⑤ 設置事業者は、自販機を設置するに当たっては、自己の負担において次の事項を行うこと。
 - 自販機本体への子メーター（積算電力計）設置
 - 自販機本体の転倒防止措置（アンカーは不可）

(2)設置の許可等

① 設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、自販機設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用するものとします。

② 使用料

別途指定する期日までに納付すること。なお、納付された使用料は返還しない。

本市が枚方市行政財産使用料条例（昭和 41 年枚方市条例第 18 号）に基づき設定した最低使用料年額（以下「最低使用料年額」とする。）27,691 円以上で、かつ、設置事業者が入札書（様式 3）に記載し、落札した額を使用料とする。

③ 光熱費

設置事業者は、子メーター（積算電力計）の積算に基づく電気使用料相当額を負担すること。

(3)寄附について

自販機における売上額の 5 %を、枚方市環境基金に別途指定する期日までに寄附する。

(4)維持管理について

- ① 自販機を設置する権利又は自販機を第三者に譲渡もしくは転貸することを禁止する。
- ② ③. (2)に係る許認可等は、使用許可期間中、継続的に効力を保持していることとし、衛生管理及び感染症対策についても、関係法令等を遵守すること。
- ③ 販売品目の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、本市側の指示に従うこと。
- ④ 販売品目の補充、金銭管理など自販機の維持管理は、設置事業者自らが責任を持って行うこと。
また、常に販売品の賞味期限に注意するとともに、販売品目に売り切れがないようにすること。
- ⑤ 自販機に併設した容器回収箱は、設置事業者の責任で容器回収箱から廃容器が溢れる事がないようにし、適切に回収処理する。
- ⑥ 自販機には、緊急連絡先を明示し、故障等が発生した場合には敏捷かつ丁寧に対応すること。

(5)使用許可の取消し

次に該当するときは、使用許可を取り消すことがある。

- ①本市が使用許可した財産を公用又は公共用に供するために必要とするとき。
- ②設置事業者が応募者の資格を失ったとき。
- ③設置事業者が公募条件に違反したとき。

(6)使用許可終了時の条件

設置事業者は、使用許可期間が満了したとき、又は前号の規定により使用許可を取り消された場合

には、直ちに設置事業者の負担で使用許可を受けた財産を原状回復する。

(7)契約解除の申し出

設置期間内において設置事業者の事由により契約の解除を申し出る場合、書面により行うものとし、当該申し出は撤去を行おうとする月の5ヶ月前の月の末日までに行わなければならない。また、撤去は撤去を行おうとする月の末日に行うものとし、それ以外での撤去は認めないものとする。さらに、撤去する場合は、1台ごとの撤去ではなく、すべてを撤去すること。

(8)損害賠償

設置事業者は、自販機の設置等にあたり、本市又は第三者に損害を与えたときは、設置事業者の責任において、その損害を賠償しなければならない。

(9)実績報告

本市の求めに応じて販売数量（本数）及び売上金額を報告すること。

5. 応募申込み手続き

(1)申込書配布期間及び配布方法

令和7年12月22日（月曜日）～令和8年1月23日（金曜日）

申込書は枚方市ホームページからダウンロードする方法により配布する。

(2)申込みに必要な書類

①応募申込書（様式1）

②誓約書（様式2）

③入札書（様式3）

④履歴事項証明書又は商業・法人登記簿謄本…個人企業の場合は不要です。発行後3カ月以内のものに限ります。

⑤代表者身分証明書…個人企業のみ提出。（I）本籍所在地の市町村長発行の証明書（身分証明書）（II）

東京法務局民事行政部後見登録課発行の成年後見登記されていないことの証明書の両方が必要です。どちらも発行後3カ月以内のものに限ります。

⑥法人の印鑑証明書（発行後3カ月以内のものに限ります。）

⑦国税及び枚方市税の未納の税額がないことの証明書…いずれも発行後3カ月以内のものに限ります（国税については納税証明書その3、枚方市税については完納証明に限ります。）。

※枚方市税の完納証明については、枚方市に事業所がある場合の他、市民税の特別徴収（従業員が枚方市内に居住している場合で、会社が所得税を源泉徴収している場合には、会社が市に住民税を納付する義務があります）や固定資産税（枚方市に土地等、資産を保有している場合）を支払っている場合には提出が必要です。

⑧その他の書類

（ア）会社概要

（イ）直近の貸借対照表、損益計算書

（ウ）設置予定の自販機及び販売品の説明書、パンフレット

（エ）3.（2）にかかる許認可等の免許証の写し（許認可等を要する場合）

(3)現地確認日

日時：令和8年1月6日（火曜日）午前10時開始（受付開始9時40分）

集合：穂谷川清掃工場管理棟 1 階 環境政策課

(4)質疑について

質疑がある場合は、令和 8 年 1 月 5 日（月曜日）午前 10 時から 1 月 8 日（木曜日）午前まで。質疑書に記入し、穂谷川清掃工場管理棟 1 階 枚方市環境政策課（枚方市田口 5 丁目 1 番 1 号）へ持参又はメール、FAX にて提出して下さい（提出された書類等は返却しません）。なお、質疑内容・回答については、令和 8 年 1 月 13 日（火曜日）13 時に枚方市ホームページに掲載します。

（※現地確認日当日にご質問された場合でも、当日に回答することはできませんので、ご注意ください。）

(5)申込み受付期間及び受付場所

令和 8 年 1 月 14 日（水曜日）～令和 8 年 1 月 23 日（金曜日）

午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分。なお、土曜日、日曜日は受付を行いません。

場所：穂谷川清掃工場管理棟 1 階 枚方市環境部環境政策課（枚方市田口 5 丁目 1 番 1 号）

(6)申込み手続き

申込み受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参し提出して下さい。郵送、電話、FAX、メールによる受付は行いません。なお、提出された書類等は返却しません。

6. 設置事業者の決定について

提出書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者のうち、最低使用料以上、かつ、最高の入札価格で入札書に記入し申込みを行った者を、設置事業者とします。ただし、最高の入札価格での入札書記入者が 2 者以上ある場合は、抽選により決定するものとします。なお、決定内容については、1 月末～2 月上旬に各応事業者に通します。

7. 設置事業者の決定の取消し等

(1)次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すことがあります。

- ① 正当な理由なく、指定する期日までに使用許可の手続きを行わなかった場合。
- ② 設置事業者が応募資格を失った場合。
- ③ 設置事業者が使用許可条件に違反したとき。

※決定を取り消したときは、当該物件に係る次回公募手続きに参加できません。

(2)前号の規定により、設置事業者としての決定が取り消された場合において、入札の次順位の者に設置事業者としての決定を行う場合があります。

8. その他

(1)施設の物理的条件その他やむをえない事由により、公募条件その他の事項について周知又は協議の上、変更することがあります。

(2)設置事業者は、決定後すみやかに本市と打ち合わせを行って下さい。

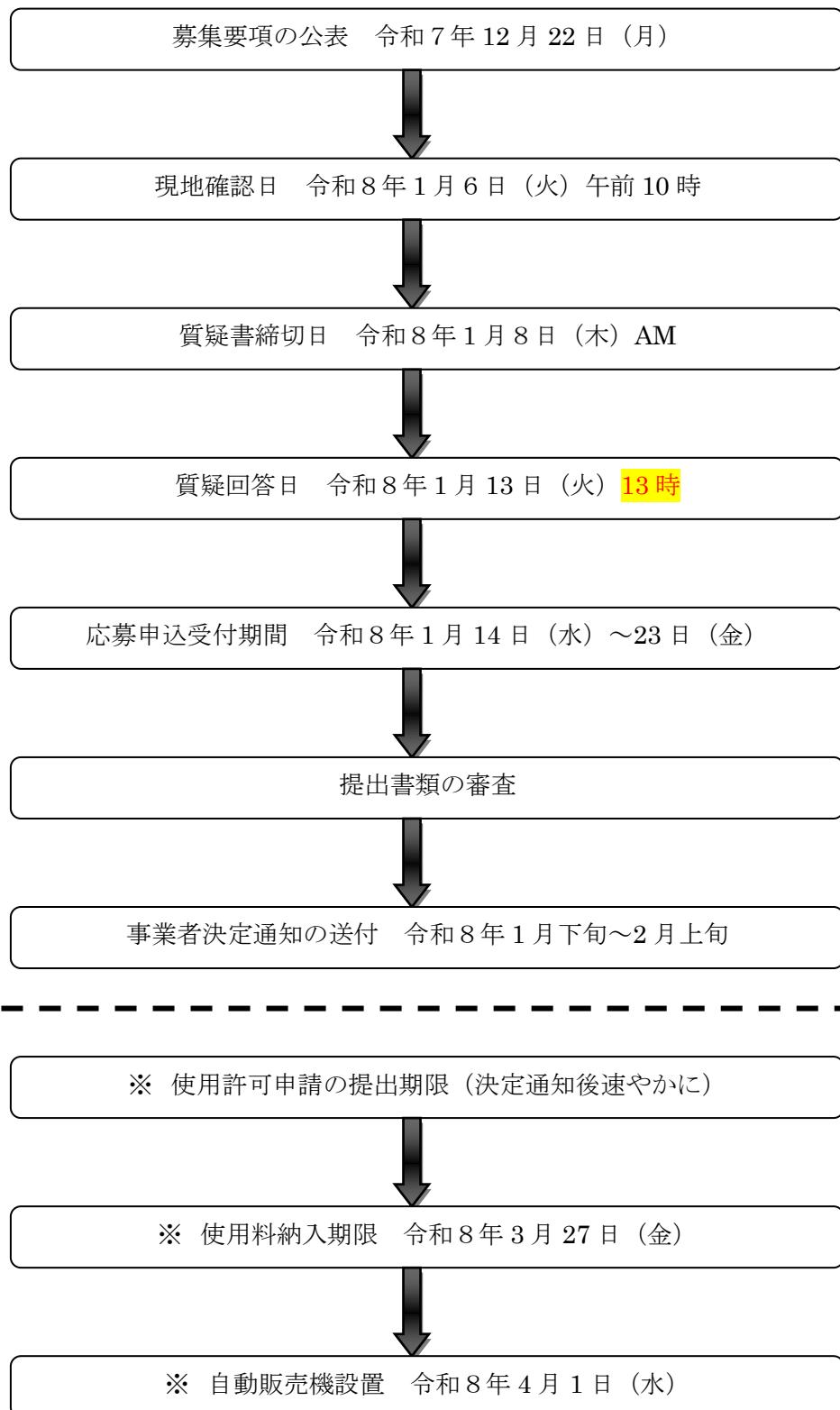
募集に関する問合せ先：枚方市 環境部 環境政策課

枚方市田口 5 丁目 1 番 1 号 穂谷川清掃工場管理棟 1 階

電 話 (050) 7102-6003 F A X (072) 849-1206

E-mail:kankyoiseisaku@city.hirakata.osaka.jp

【公募の流れ】

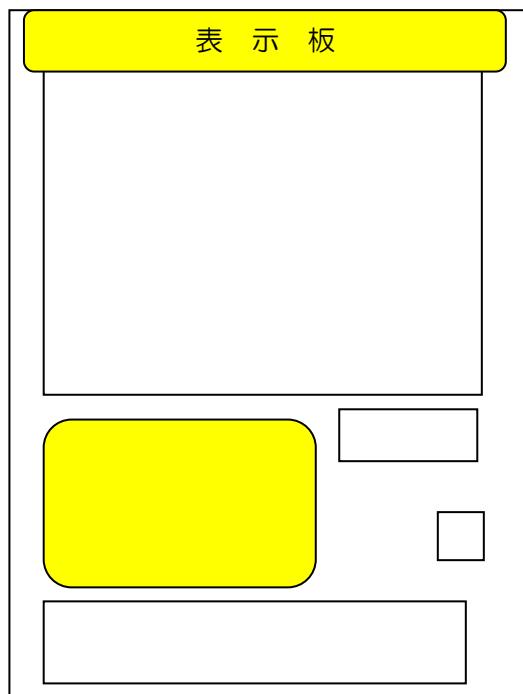


※事業者決定後の詳細については、設置事業者へ改めて通知致します。

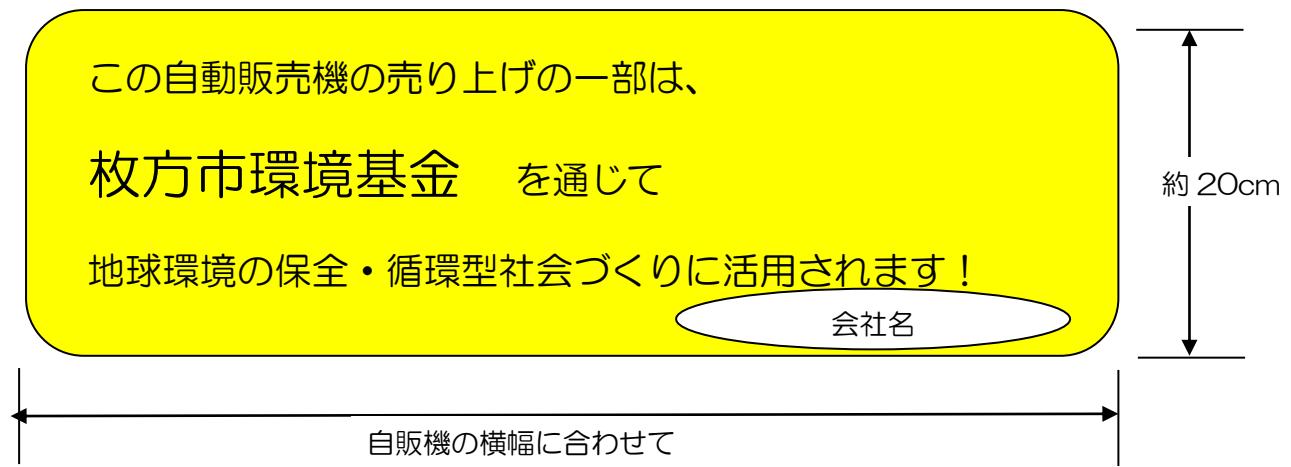
Aグループ自販機 3台本体への装飾イメージ

1. 装飾イメージ

【正面】



2. 表示板の作成例



3. 設置時の注意

- 表示板については、耐水・耐光仕様の素材を活用または、加工を施していただき、風雨・地震等により、はずれたり、破損することがないようしっかりと固定してください。